

企業庁工事等成績評定結果閲覧要領

(目的)

第1条 この要領は、企業庁の発注する建設工事及び測量、調査、設計等委託業務に係る成績評定結果の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(閲覧対象とする工事等)

第2条 閲覧対象とする工事及び委託業務は、別に定める愛知県企業庁工事成績評定要領（以下「工事評定要領」という。）及び愛知県企業庁委託業務成績評定要領（以下「委託評定要領」という。）の規定によるものとする。

(閲覧に供する成績評定書類)

第3条 閲覧に供する工事成績評定書類は、工事評定要領に規定する工事成績評定結果通知書及び項目別評定点とする。なお、工事成績採点表、細目別評定採点表、工事成績採点の考査項目別チェック表、工事成績採点の考査項目の考査項目運用表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該工事の請負者からの請求があったときは、当該請負者に限り閲覧することができるものとする。

2 閲覧に供する委託業務成績評定書類は委託評定要領に規定する委託業務成績評定結果通知書及び項目別評定点とする。なお、委託業務成績評定表、業務評定項目、業務成績採点表、採点表については閲覧に供しないものとする。ただし、評定された当該委託業務の受注者からの請求があったときは、当該受注者に限り閲覧することができるものとする。

(閲覧に供する成績評定書類の閲覧開始時期)

第4条 閲覧に供する成績評定書類は月単位でまとめ閲覧簿へ収録するものとする。

(閲覧時期)

第5条 閲覧期間は、当該対象工事の完了検査を行なった年度及び翌年度とする。

2 閲覧期間は、当該委託業務の完了検査を行なった年度及び翌年度とする。

(閲覧場所)

第6条 閲覧場所は、本庁施行による工事及び委託業務にあつては管理部総務課とし、その他の工事及び委託業務にあつては当該対象工事及び委託業務を所管する各出先機関の管理課とする。

(閲覧日時)

第7条 閲覧できる日時は企業庁開庁日の執務時間を原則とし、各閲覧場所の運用に従うものとする。

(閲覧の条件)

第8条 閲覧書類は所定の場所で閲覧し、閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

2 閲覧しようとする者は閲覧書類を汚損または棄損してはならない。

(閲覧手続き)

第9条 第3条第1項又は第2項ただし書きにより閲覧しようとする者については、閲覧対象の成績評定結果の請負者又は受注者であることを確認の上、前項と同様の取り扱いにより閲覧するものとする。

2 閲覧しようとする者は、第8条に規定する閲覧条件を遵守して閲覧しなければならない。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。